

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率							
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わる)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わる)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)					目安額(年額)万円	
該当団体数	21	21	20	16	16	17	20	6	6	16	16	7	7	9	14	9	4	3	0	6	16	16	16	16	0	0	1	7	21	21		
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3額	24	12	355						具体的な要件を設けているものではなく、申請者からの申し立て及びその事実を証明する書類に基づき、個別に認定している。例えば、失業により経済状況が大幅に悪化した場合等。	20%未満	20%未満
愛媛県	今治市	○																			1.3課税所得	27	4	271							15%未満	15%未満
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総所得(諸控除前)	25	4	336					(ア) から (セ) に掲げる者のうち、同一生計世帯全員の収入合計が生活保護基準額1.4倍以内の者について認定しております。	20%未満	20%未満	
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3課税所得	24	12	288						特別の教育的配慮が必要であると認められる者	15%未満	15%未満
愛媛県	新居浜市	○	○																												15%未満	15%未満
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	総所得(諸控除前)	24	12	330					学校及び民生委員の意見書に基づき、特殊な事情(予期せぬ病気や事故により多額に治療費がかかる等)が教育委員会によって認められる場合。	10%未満	10%未満	
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	232					児童生徒を就学させることが困難な状況にあると教育委員会が認める者	15%未満	15%未満	
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○			○	○									○											15%未満	15%未満
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○	○													○	1.3その他	25	4	313				給与収入等(税引き前)から健康保険料、厚生年金保険料および雇用保険料を引いたものを基準根拠としている。	10%未満	15%未満		
愛媛県	西子市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3課税所得	29	4	190							10%未満	10%未満
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総所得(諸控除前)	25	8	300							10%未満	10%未満
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満	10%未満
愛媛県	久万高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満	15%未満
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										「認定に係る理由書」の添付(保護者からの詳しい申請理由、校長の証明及び地区民生委員の証明)	10%未満	10%未満
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	総所得(諸控除前)	30	4	284							10%未満	15%未満
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	344					当該児童又は生徒を就学させることが困難な状態にあると教育委員会が認めるもの	10%未満	10%未満	
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3額	24	12	301							25%未満	15%未満
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5控除前	30	4	311							15%未満	20%未満
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1課税所得	24	12	229							15%未満	15%未満
愛媛県	愛南町	○	○	○	○	○	○													○	1.3課税所得	29	4	283							15%未満	15%未満
愛媛県	藤山小中学校組合	○	○					○												○	1.3課税所得	29	4	283							0%	10%未満

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項						
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																		
		(1) 費目毎の援助額																																		
学用品費		新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	21	0	0	0	2	2	2	19	19	0	0	0	0	2	2	2	19	19	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
愛媛県	松山市						○	11,420								○	20,470		○	0							○	27,508								・通学費の0円は平成30年度の執行見込額。 ・修学旅行費は平成29年度の実績額。
愛媛県	今治市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	27,552								・通学費は対象費目としてあるが、実績がない。 ・修学旅行費は、H29年度実績額
愛媛県	宇和島市						○	11,420								○	40,600		○								○	40,422								実費支給の費目については、見込額の算出が困難であるため、29年度実績より算出。
愛媛県	八幡浜市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	44,000								・「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価 ・通学費については、対象費目としてあるものの、実績はない。
愛媛県	新居浜市						○	13,650								○	40,600		○	24000							○	27,000								・支給平均額については30年度予算計上単価により記入。 ・学用品費と通学用品費を合わせて13,650円支給。1学年のみ約84%支給。
愛媛県	西条市			○	11,420	11,420										○	40,600		○	0							○	25,000								通学費は実績なし
愛媛県	大洲市						○	11,420								○	40,600		○								○	48,000								通学用品費は、学用品費と合わせて支給している。 (学用品費+通学用品費=11,420円)
愛媛県	伊予市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	37,270								・通学費については、対象者がいなかったため、実績なし。 ・費目により、未執行のものがあり記入が困難であるため、支給平均額については、29年度の実績値を記入している。
愛媛県	四国中央市						○	11,420								○	40,600		○								○	27,354								支給平均額はすべて平成29年度実績。
愛媛県	西予市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	42,243								・「支給平均額」には、「30年度当初予算計上の単価」で記入。 ・「通学費」については、実績がないため、「平均支給額」を0円としています。
愛媛県	東温市						○	15,220				○	40,600	40,600				○	0								○			○	21,180	21,180				・平成29年度より、医療費の無償化を開始した。 ・通学費は、対象者がいない。 ・学用品費と通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費として、まとめて援助している。 (1年生は、12,990円、2~6年生は15,220円を一定額(年額)に設定している。
愛媛県	上島町			○	11,420	11,420						○	20,470	20,470				○	0								○	32,975								・修学旅行費は30年度予算に計上した単価
愛媛県	久万高原町						○	11,420								○	40,600		○	38740							○	39,500								・通学費は支給実績なし
愛媛県	松前町						○	15,220								○	20,470		○	0							○	31,740								支給平均額は29年度の実績額とし、通学費は前年度支給実績なし。
愛媛県	砥部町						○	11,420								○	40,600		○	0							○	39,470								・通学費は実績なし。 ・修学旅行費を除いて平均支給額は平成29年度実績により記入。
愛媛県	内子町						○	11,420								○	40,600		○	0							○	44,092								・支給平均額は29年度の実績による。 ・通学費は対象費目であるが実績なし。
愛媛県	伊方町						○	11,420								○	20,470		○								○	44,500								
愛媛県	松野町						○	11,420								○	40,600		○	0							○	46,000								通学費は対象者がいない。
愛媛県	鬼北町						○	11,420								○	20,470		○								○	46,840								
愛媛県	愛南町						○	11,100								○	19,900		○								○	45,000								
愛媛県	藤山小中学校組合						○	11,100								○	19,900		○								○	45,000								

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	21	0	0	0	2	2	2	19	19	0	0	0	0	2	2	2	19	19	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	19	20	1	2	2	2	0	0	0	16
愛媛県	松山市							○	22,320								○	23,550		○	0							○	56960									・通学費の0円は平成30年度の執行見込額。 ・修学旅行費は平成29年度の実績額。
愛媛県	今治市							○	22,320								○	47,400		○	223080									○	55900	53006						修学旅行費は、H29年度実績額 実費支給の費目については、見込額の算出が困難であるため、29年度実績より算出。
愛媛県	宇和島市							○	22,320								○	47,400										○	55379								・「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価 ・通学費については、対象費目としてはあるものの、実績はない。	
愛媛県	八幡浜市							○	22,320								○	47,400		○	0							○	68000								・支給平均額については30年度予算計上単価により記入。 ・学用品費と通学用品費を合わせて13,650円支給。1学年のみ約90%支給。	
愛媛県	新居浜市							○	24,550								○	47,400		○	1600							○	50000									
愛媛県	西条市				○	22,320	22,320										○	47,400		○	79410							○	50000									
愛媛県	大洲市							○	22,320								○	47,400										○	80000								通学用品費は、学用品費と合わせて支給している。 (学用品費+通学用品費=22,320円)	
愛媛県	伊予市							○	22,320								○	47,400		○	0							○	62636								・通学費については、対象者がいなかったため、実績なし。 ・費目により、未執行のものがあり記入が困難であるため、支給平均額については、29年度の実績値を記入している。	
愛媛県	四国中央市							○	22,320								○	47,400										○	47127								支給平均額はすべて平成29年度実績。	
愛媛県	西予市							○	22,320								○	47,400		○	53853							○	66736								「支給平均額」には、「30年度当初予算計上の単価」で記入。	
愛媛県	東温市							○	26,820				○	47,400	47,400					○	0								○	57590	57590						・通学費は、対象者がいない。 ・学用品費と通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないものは、学用品費等として、まとめて援助している。(1年生24,590円、2・3年生26,820円を一定額(年額)に設定。)	
愛媛県	上島町				○	22,320	22,320						○	23,550	23,550					○	0							○	57579								・修学旅行費は30年度予算に計上した単価	
愛媛県	久万高原町							○	22,320								○	47,400		○	0							○	65651								・通学費は実績なし 通学費は実績がない	
愛媛県	松前町							○	26,820								○	23,550		○	0							○	63140								支給平均額は29年度の実績額とし、通学費は前年度支給実績なし。	
愛媛県	砥部町							○	22,320								○	47,400		○	162080							○	59545								修学旅行費を除いて平均支給額は平成29年度実績により記入。	
愛媛県	内子町							○	22,320								○	47,400		○	0							○	68186								・支給平均額は29年度の実績による。 ・通学費は対象費目であるが実績なし。	
愛媛県	伊方町							○	22,320								○	23,550										○	76844									
愛媛県	松野町							○	22,320								○	47,400		○	0							○	63000								通学費は対象者がいない。	
愛媛県	鬼北町							○	22,320								○	23,550										○	63850									
愛媛県	愛南町							○	21,700								○	22,900										○	70000									
愛媛県	藤山小中学校組合							○	21,700								○	22,900										○	70000									

